



沼津市告示第 372号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第10項において準用する同法第54条第 4 項の規定による県営農地整備事業（畑地帯担い手支援型）重須地区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法第 260条第 2 項の規定により告示する。

令和 2 年12月21日

沼津市長 頼 重 秀



- 1 大字内浦重須字坂ノ峠に編入する区域
大字西浦木負字小玉17の 1、17の 2、19の26の地先の道路である公有地の一部
- 2 大字内浦重須字下小池に編入する区域
大字西浦木負字小玉17の 1 の一部、18の 1
- 3 大字内浦重須字飛移に編入する区域
大字内浦重須字峯畑 359の 1 の一部、 359の 3、字上畑毛田 789の 1 の一部、
789の 2
- 4 大字内浦重須字峯畑に編入する区域
大字内浦重須字上畑毛田 789の 1 の一部